

# 「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務基本仕様書

## 1 業務名

「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務

## 2 業務目的等

全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる「共生社会」を実現するためには、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを意味する「心のバリアフリー」を推進することが重要であることから、効率的・効果的に「心のバリアフリー」に関する理解促進を図るための映像作品を制作し、当市等のホームページやSNS、動画共有サイトへ掲載することなどによる広報啓発活動に活用していくことを目的とする。

また、Jリーグ・Jクラブでは、ダイバーシティ（共生社会）を含む社会課題等に対して、地域や自治体等と連携して取り組む社会連携活動（「シャレン！」）を行っていることから、「共生社会」の実現に向けた本取組を、広島Jクラブであるサンフレッチェ広島（株式会社サンフレッチェ広島）と連携して実施する。

### 【参考】「心のバリアフリー」について

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味するとされており、次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されている。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル（※）」を理解すること。  
※ 「障害の社会モデル」とは、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方のことをいう。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

## 3 業務内容

企画、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像制作に必要な業務及び付帯する業務一切とする。

撮影に際しての使用料、出演料、謝礼、機器の損傷等に係る損害等の費用は受託者の負担とする。

その他詳細については次のとおりとする。

### (1) 映像制作

#### ア 内容

- (ア) 「心のバリアフリー」についての考え方を分かりやすく伝えて、市民の意識を高め、映像を見た人が具体的に行動を起こすきっかけになるような内容とすること。

- (イ) 高齢者や障害者等の困難を抱える当事者から意見を聴取するなど、当事者参画の上で制作すること。
- (ロ) 当業務に当たっては、株式会社サンフレッチェ広島と連携して実施すること。
- (ハ) 受託候補者の知識、技術、経験等を活かし、視聴者に「観てみたい」と思わせるインパクトのある演出・効果を用いることにより、動画共有サイトにおいても、多数の再生回数が見込める映像とすること。
- (ニ) 字幕・ルビ付きとし、色彩に配慮するなど、アクセシビリティに対応した高齢者や障害者等を含めた誰もが理解しやすい映像とすること。
- (ホ) 動画の内容が分かるナレーションを適宜入れること。
- (ヘ) 本編動画の素材を活用したデジタルサイネージ用動画及び静止画を制作すること。
- (ヘ) 映像（サイネージ用動画及び静止画も含む。）内に、「この事業は、日本財団「共生社会実現に向けた移動円滑化基金」・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「心のバリアフリー推進事業」の支援を受けています。」という文言を記載すること。
- (コ) 当市の承認後、やむを得ない事情等により内容を変更する必要がある場合は、当市と受託者で協議の上変更することができるものとする。
- (ク) その他の内容・演出方法については、契約後速やかに打合せを行い、絵コンテ等により当市の承認を得ること。

#### イ 形式

- (ア) 本編動画
  - サイズ：横1920×縦1080ピクセル
  - データ形式：MP4
- (イ) サイネージ用動画
  - サイズ：横1080×縦1920ピクセル
  - データ形式：MP4
  - ※ 音声無しでも内容が確認できるもの
- (ロ) サイネージ用静止画
  - サイズ：横1080×縦1920ピクセル
  - データ形式：JPEG
  - ※ 静止画面上に文字を動かすことや複数の静止画を切り替えることなども可能

#### ウ チャプター付き構成

- (ア) 本編 3から5分程度
  - ※ 提案の内容次第では、この限りではない。
- (イ) 本編ダイジェスト版 30秒程度
- (ロ) サイネージ用 15秒
- (ハ) その他
  - 効果的であると思われる独自のバージョン（例 ○○編）等があれば、当市と協議の上、制作し成果品として納めることとする。なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

#### エ 映像の編集及び試写

当市が必要と認めた場合は、編集作業に立会い、内容の修正を指示することができる。  
また、映像の試写は納品日の概ね2週間前に行うものとする。ただし、当市と協議の上、試写に換えてその他の手法による内容確認を行うことが出来る。

## オ 成果品

### (ア) DVD（トールケース入り）10枚

レーベル面及びトールケース表面は本編の内容のわかるようなデザインとし、1枚ずつケースに収容すること。

### (イ) データメディア（DVD-R）2枚

データ形式はDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製が可能なものとする。

## カ 著作権

成果品の著作権は当市に帰属する。

また、各種イベント、当市ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。また、映像の一部のみの使用や再編集等も可とする。

前記を考慮し、使用する映像・音楽・小道具等の著作権及び商標権等の知的財産権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理すること。

受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受託者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。

### (2) その他

(1)「映像の制作」と連動させることで効果的である独自の提案事業があれば、当市と協議の上、実施するものとする。

なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 5 納品場所

広島市健康福祉局健康福祉企画課（広島市中区国泰寺町一丁目6-34）

## 6 打合せ等

当業務について、随時、当市との連絡・調整を行うものとする。

また、受託者は必要に応じて当市の実施する会議等に参加すること。

## 7 受託者の義務

(1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

## 8 提出書類

### (1) 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款（以下「約款」という。）第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式1とし、契約締結後10日以内に発注者に提出し、その承認を得ること。

(2) 従業員名簿

ア 受注者は、約款第7条及び第8条に定める現場責任者及び従業員について、別記様式2により従業員名簿を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出するものとし、これを変更した場合も同様とすること。

イ 従業員名簿には、現場責任者、ディレクター、カメラマン、音声担当者等の別を記載すること。

ウ 従業員のうち、ディレクター、カメラマン、音声担当者等、映像制作に従事する主たる責任者、作業者は、映像制作の実績を有する者とし、その経歴等を記載した書類を添付すること。

エ 業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかにその者と同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

(3) 委託業務実施報告書

約款第12条に定める委託業務実施報告書は、別記様式3とし、業務完了後、必要事項を記入して速やかに発注者に提出すること。

9 その他

(1) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、適法な支払請求書を提出後30日以内に支払う。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当市との協議の上決定する。

(3) 受託者は、当市が本契約に係る映像等を当市ホームページに掲載またはその他に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲において協力すること。

委 託 業 務 実 施 計 画 書

令和 年 月 日

広 島 市 長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

業 務 名 「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務

委 託 期 間 令和 年 月 日から令和6年3月29日まで

内 容 基本仕様書のとおり。

広島市委託契約約款第6条の規定に基づき、上記の業務について別添のとおり委託業務実施計画書を提出しますのでご承認ください。

○ 添付書類

委託業務実施計画書

従 業 員 名 簿

令和 年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者職氏名

印

業務名 「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務  
委託期間 令和 年 月 日から令和6年3月29日まで  
内 容 基本仕様書のとおり。

基本仕様書8(2)に基づき、上記の業務の従事者名簿を別添のとおり提出します。

- 添付文書  
従事者名簿

委託業務実施報告書兼履行確認書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者職氏名

印

業務名 「心のバリアフリー」の推進に係る広報啓発動画制作業務

委託期間 令和 年 月 日から令和6年3月29日まで

内容 基本仕様書のとおり。

広島市委託契約約款第12条の規定に基づき、上記の業務について、別添のとおり委託業務実施報告書を提出しますのでご承認ください。

※ 委託者記入欄

上記の業務について検査の結果、相違なく完了したことを認めます。

令和 年 月 日

検査員職氏名

印